

「雇用就農資金」（次世代経営者育成タイプ）募集要領

一般社団法人全国農業会議所

全国農業会議所では、農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して行う現場実践研修（OJT研修）※に対して助成を行う「雇用就農資金」（次世代経営者育成タイプ）の募集を行います。

本事業の実施を希望される農業法人等の方は、2026年1月30日（金）までに各都道府県の農業会議等に必要な申請書類を提出してください。

なお、本事業の実施は令和7年度予算案の成立が前提のため、その内容に応じて事業内容等の変更があり得ることに御留意願います。

※ 派遣研修について

派遣元農業法人等の職員等が、次世代の経営者として必要な能力を身に付けるために、派遣元農業法人等と派遣受入法人の間で定められた契約に基づき、両法人等との雇用関係のもと、派遣受入法人において実践的な研修を行うものです。

I 助成内容

派遣元農業法人等の役員（代表者は除く）若しくは正社員又は家族経営で既に就農し経営に参画している後継者を派遣受入法人へ派遣し、現場実践研修を実施する場合、派遣元農業法人等に対して、派遣する研修生（以下「派遣研修生」という。）の代替として新たに雇用した職員の人件費等を助成します。

1 助成額、助成対象経費及び助成期間

（1）助成額

派遣研修生1人当たり1ヶ月最大10万円

（2）助成対象経費

① 代替職員人件費

派遣元農業法人等が、派遣研修生の代替として、派遣研修開始1ヶ月前以降に新たに雇用した職員の人件費（ただし、1人分に限ります。）。
なお、派遣研修生の人件費を派遣受入法人が全額負担する場合は助成対象外とし、派遣受入法人が一部負担する場合は代替職員人件費助成額からその負担額を控除した額となります。

② 派遣研修経費

派遣研修実施による転居に係る費用、住居費、通勤に係る交通費及び研修負担金（ただし、住居費については、派遣元農業法人等の負担が増加する場合においてその増加分に限ります。）。
（ただし、住居費については、派遣元農業法人等の負担が増加する場合においてその増加分に限ります。）。

（3）助成期間

最短3ヶ月～最長2年間

2 採択数の上限

申請数が多数の場合は、採択数、助成期間を調整する場合があります。

Ⅱ 募集期間、申請先

1 募集期間

2026年1月30日（金）まで随時募集

※ 提出期限は、募集期間最終日の午後5時まで（郵送の場合は、当日必着）。

【留意点】

1. 申請は、募集期間を通じて随時受け付けており、毎月月末までに提出された申請書類は、原則として翌月中に審査を行います。ただし、申請書類に不備等がある場合、審査及び研修開始日がそれぞれ次の月にずれ込むことになりますので、ご注意ください。
2. 研修実施計画が採択された場合、原則、申請書類の提出月の翌々月の初日より研修を開始することになります。あらかじめ申請書類の提出月を考慮した上で、研修実施計画書（研修期間など）を記載してください。
なお、天災等により被災した農業法人等が本事業を活用する場合には、派遣研修を開始した日から助成期間とすることができます。

2 申請先

各都道府県農業会議等（「雇用就農資金」のお問合せ・申請先）をご覧ください。）

3 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、「雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）」ホームページ又は各都道府県の農業会議等窓口、で入手できます。

- 「雇用就農資金」ホームページ（検索エンジンで「雇用就農資金 応募」と検索してください）【 https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/next 】

【必ず提出が必要な書類（①～⑥）】

- ① 研修実施計画書（様式派第2号）
- ② 研修指導者の履歴書（様式派第2号－1）
- ③ 派遣研修生の履歴書（様式派第2号－2）
- ④ 契約内容確認書（様式派第3号）
- ⑤ 派遣元農業法人等の耕作証明書等（農業を営む事業体であることを証明する書類）の写し
- ⑥ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（別紙①）（「農業経営体向け」または「畜産経営体向け」のいずれかのシートを、チェック漏れがないよう記入すること。）

※ 派遣元農業法人等が入力して提出。複数名応募している場合は1部のみ提出。

【該当する場合のみ、提出が必要な書類（⑦～⑪）】

- ⑦ 海外派遣研修実施計画書（様式派第2号－3。研修先が国外の場合のみ）
- ⑧ 派遣受入法人の事業概要が分かる資料（研修先が国外の場合のみ。資料が外国語で記載されている場合は、記載内容を和訳したものを添付すること）
- ⑨ 派遣元農業法人等の全部事項証明書（派遣元農業法人等が法人経営の場合のみ。発行日から3ヶ月以内のものとする）
- ⑩ 代替職員の雇用契約書の写し（代替職員を雇用した場合のみ）
- ⑪ 被害状況を証明する資料（天災等により被災し複数の研修生を出向させる場合のみ）

Ⅲ 事業の応募要件

本事業を実施するためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

1 派遣元農業法人等の要件

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。※被災による休業の場合は申請可能。

当該事業体のうち、「農業法人」及び「農業者」は、農業生産による農畜産物（当該農業法人及び農業者が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入のある者とする。また、「農業サービス事業体」は、酪農ヘルパーやコントラクター等の農業生産に必要な作業の一部をおおむね年間を通じて請け負う事業体とし、選果場や集出荷場等の単純作業のみを行う事業体は含まない。

イ 研修終了後1年以内に、農業法人及び農業サービス事業体（法人）にあつては、派遣研修生を役員又は研修成果を活かした部門責任者等経営の中核を担う役職（以下「役員等」という。）に登用することを確約していること。農業者及び農業サービス事業体（法人以外）にあつては、当該経営を派遣研修生に移譲すること又は当該経営を法人化した上で派遣研修生を役員等に登用することを確約していること。

ウ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること（東日本大震災の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）にあつては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む）。

エ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合を除く。なお、「雇用及び研修に関して法令に違反したこと」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。

オ 本事業において実施する派遣研修生の登用計画及び登用状況の調査について、研修終了後及び研修終了1年後に協力すること。ただし、研修終了1年後に派遣研修生を役員等に登用していない場合は、研修終了2年後の登用状況について本会に報告しなければならない。

カ 派遣研修生の派遣及び代替職員を雇用したことを理由として、本事業の研修期間と重複する期間を対象とした、国による派遣研修生及び代替職員の人件費に対する助成や雇用奨励金、研修経費などを受給していないこと。

なお、研修開始後に国からの助成等を受ける場合は、本事業との重複がないかを確認するため、事前に都道府県農業会議等に相談すること。

キ 派遣研修生の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」及び「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」又は労働保険事務組合が発行する加入関係通知書類の写しを研修開始後2ヶ月以内に都道府県農業会議等に提出すること。ただし、研修先が国外の場合は、派遣研修生の「雇用保険料被保険者資格喪失届・氏名変更届」及び「労働者災害補償保険 海外派遣に関する報告書」の写し又は研修先国における労働者災害補償制度等への加入を証する書類の写しを研修開始後2ヶ月以内に都道府県農業会議等に提出すること。

なお、書類が提出されない場合、原則、本事業の採択を取り消す。ただし、派遣元農

業法人等が雇用保険法で定める任意適用事業所に該当する場合であって、雇用保険への加入が認められない場合等は、その旨を書面にて報告すること。また、加入が認められる状態になった場合には、速やかに雇用保険に加入することとし、その後も未加入の場合は採択を取り消す。

- ク 代替職員を雇用した場合、労働条件を明記した雇用契約書及び税務署に提出した「給与支払事務所等の開設届出書」又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を雇用開始後2ヶ月以内に都道府県農業会議等に提出すること。
- ケ 常時10人以上の従業員を雇用する派遣元農業法人等の場合は、就業規則を定めていること。
- コ 労働基準法等で定められた管理帳簿（出退勤・休憩時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿のいわゆる法定3帳簿）を整備していること。
- サ 全国農業会議所又は都道府県農業会議等から研修実施状況及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

2 派遣研修生の要件

- ア 「契約内容確認書」（様式派第3号）に記載した契約日時点において派遣元農業法人等の役員若しくは正社員又は農業者の後継者で既に就農し経営に参画している者（ただし代表者を除く。）で、原則55歳未満であること。
- イ 研修終了後、経営の中核を担う強い意志を有している者であること。なお、経営の中核を担う意欲は、「研修実施計画書」（様式派第2号）の将来ビジョンにより判断するものとする。
- ウ 本事業において、研修終了直後及び研修終了1年後に実施する派遣研修生の登用状況等の調査に協力すること。また、研修終了1年後に当該派遣研修生が役員等に登用されていない場合は、研修終了2年後の登用状況に係る調査に協力すること。
- エ 全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

3 派遣受入法人の要件

- ア 農業経営に必要な資質・能力を身につけさせるための研修を行うことができ、かつ、新規就農者育成総合対策の経営開始資金又は農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付期間中の経営体でないこと。
- イ 派遣研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者（以下「研修指導者」という。）を置くこと。なお、必要に応じて複数の研修指導者を置くことができる。研修指導者は、当該法人の役員（経営主本人を含む）又は従業員であること。
- ウ 派遣研修生を労働者災害補償保険に加入させること。労働者災害補償保険の加入に関しては、研修開始後に、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」又は「労働保険事務組合が発行する加入関係通知」の写しを派遣元農業法人等に提出すること。
なお、研修先が国外で、派遣受入法人において研修先国における労働者災害補償制度等に参加させる場合には、それを証する書類の写しを派遣元農業法人等に提出すること。
- エ 派遣元農業法人等と協議の上、派遣受入法人が派遣研修生を雇用保険に加入させる場合は、研修開始後に「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」の写しを派遣元農業法人等に提出すること。
- オ 常時10人以上の従業員を雇用する派遣受入法人の場合は、就業規則を定めていること（研修先が国外の場合は、原則として研修先国の法令に基づき、これに準ずる定めがあること。）。
- カ 労働基準法等で定められた管理帳簿（出退勤・休憩時間が記された出勤簿、賃金台帳、

労働者名簿のいわゆる法定3帳簿）を整備していること（研修先が国外の場合は、原則として研修先国の法令に基づき、これに準ずるものがあること。）。

キ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルがすでに是正され、1年を経過している場合を除く。なお、「雇用及び研修に関して法令に違反したこと」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。

IV 審査結果の通知

申請内容を審査した上で、原則として、申請書の提出月の翌月下旬を目途に審査結果を通知します。なお、申請書類に不備等がある場合、審査及び研修開始日が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

V 注意事項

- (1) 派遣元農業法人等が、複数名の派遣研修生の申請を希望する場合、当該研修生の研修期間が重複する形での申請は認めません。（※ただし、天災等やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。）
- (2) 研修期間と重複する期間を対象とした国による派遣研修生及び代替職員の人件費に対する助成や雇用奨励金、研修経費に対する助成等を受ける場合は、本事業の支援の対象となりませんので、必ず事前に都道府県農業会議等に相談していただくとともに、「研修実施計画書」（様式派第2号）の「6 その他」欄に事業の内容等を記載してください。
- (3) 派遣元農業法人等と派遣受入法人の間で、人材育成を目的とした契約を締結し、当該契約書を「契約内容確認書」（様式派第3号）とともに派遣元農業法人等と派遣受入法人の双方において所持してください。
なお、「契約内容確認書」（様式派第3号）に記載のない契約事項については、その他の欄に記載してください。また、派遣研修生が研修期間中に複数の派遣受入法人にて研修を行うことは差し支えありません。
- (4) 派遣元農業法人等と派遣受入法人は、協議の上、原則として、派遣研修生を雇用保険、労働者災害補償保険の労働保険に加入させ、(3)の契約に明記してください。
ただし、研修先が国外の場合は、原則として、派遣元農業法人等が派遣研修生との雇用関係を継続し、雇用保険に加入させるとともに、派遣元農業法人等と派遣受入法人は、協議の上、派遣研修生を労働者災害補償保険の特別加入（海外派遣者用）又は研修先の国の労働者災害補償制度等に加入させ、(3)の契約に明記してください。
- (5) 研修先が国外の場合は、原則として、派遣元農業法人等が派遣研修生の人件費を全額負担してください。
- (6) 採択後に、研修実施計画書等の変更、その他の理由により要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。
- (7) 助成金の交付に当たり、研修期間の長さに応じて全国農業会議所が定める期間に区切り、複数回申請を行っていただきます。その際には研修記録簿、助成金交付申請書等の書類の提出が必要です。

また、研修実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みとしておりますので、原則、研修開始後に都道府県農業会議等が行う現地調査に協力していただきます（研修先が国

外の場合は、全国農業会議所が実施する研修実施状況調査に協力していただきます）。

(8) 採択後に、次に該当する場合は助成金の全部又は一部を交付しません。

① 著しく研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合。

② 著しく研修の効果が認められない場合。

③ 派遣元農業法人等及び派遣受入法人の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となったこと、又は派遣研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）。

④ 農林水産省及び全国農業会議所が定める交付条件等に違反した場合。

⑤ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められた場合。

(9) 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用しない場合（天災その他やむを得ない事情により派遣研修生の登用が困難となった場合を除く。）には、助成金は返還となります。

(10) 本事業に関して生じた一切の紛争の処理については、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。

「雇用就農資金」のお問合せ・申請先

※「雇用就農資金」HPにも掲載しています（ https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/next ）

農業会議等	〒	住 所	電話番号	メールアドレス
北海道	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761(直)	koyo@hca.or.jp
青森県	030-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580(直)	a02kaigi003@beach.ocn.ne.jp
岩手県	020-0884	盛岡市神明町7-5 パルソビル4階	019-626-8545(直)	info@iwate-ca.or.jp
宮城県	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階	022-275-9164(直)	04agri-mivagi@nca.or.jp
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-823-2785(直)	05akita001@nca.or.jp
山形県	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716(直)	nounokovou@vca.or.jp
福島県	960-8043	福島市中町8-2 県自治会館8階	024-524-1201(直)	kovou@fnkaigi.com
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236(直)	nounokovou@ibanou.com
栃木県	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270(直)	tochikaigi@tochikaigi.or.jp
群馬県	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル5階	027-280-6171(直)	gn-kovou@nca.or.jp
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9 埼玉県農林会館内	048-829-3481(直)	saiagri@sai-agri.com
千葉県	260-0855	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-223-4480(直)	chibakovou@sirius.ocn.ne.jp
東京都	151-0053	渋谷区代々木3丁目25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階	03-3370-7146(直)	tonokog@tokaigi.com
神奈川県	231-0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階	045-201-0895(直)	kovoshuno@k-nk.or.jp
山梨県	400-0034	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055-228-6811(直)	sannougi@nca.giw.ne.jp
岐阜県	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527(直)	gifu-kovou@nca.or.jp
静岡県	420-0884	静岡市葵区大岩本町15-21	054-294-8321(直)	17kouvel@nca.or.jp
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841(直)	kovoshuno@nougvoukaigi.or.jp
三重県	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022(代)	mieagri@iuno.ocn.ne.jp
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通一番町86番地51 新潟東中通ビル4階	025-223-2186(直)	kouvel@niikaigi.or.jp
富山県	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961(代)	tominou7@movie.ocn.ne.jp
石川県	920-0362	金沢市古府1-217 農業管理センター内	076-240-0540(直)	kouvel@noukai.net
福井県	910-8555	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234(直)	info@f-kaigi.jp
長野県	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階	026-217-0291(直)	24nounokovo-nagano@nca.or.jp
滋賀県	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439(直)	shiganou@nca.or.jp
京都府	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館3階	075-417-6848(直)	kouvel@agr-k.or.jp
大阪府	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701(直)	27kouvel@nca.or.jp
兵庫県※1	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1222(直)	kouvel@forest-hvogo.jp
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎 5 階	0742-27-7419(直)	nokaigi@silver.ocn.ne.jp
和歌山県	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165(直)	kouvel@wnk.or.jp
鳥取県※2	680-0011	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8337(直)	tnk@t-agri.com
島根県	690-0876	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館 3 階	0852-22-4471(直)	webmaster@shimane-21.gr.jp
岡山県	700-0826	岡山市北区磨屋町9-18 県農業会館内	086-234-1093(直)	okanogvo@orange.ocn.ne.jp
広島県	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館2階	082-545-4146(直)	kouvel@h-kaigi.jp
山口県	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102(直)	kovoshuno.vamaguchi@hyper.ocn.ne.jp
徳島県	770-0011	徳島市北佐古一番町5-12 徳島県JA会館8階	088-678-5611(直)	36kovoshuno@tokukaigi.or.jp
香川県	761-8078	高松市仏生山町甲263-1 3階	087-813-7751(直)	kk37005@iaa.itkeeper.ne.jp
愛媛県	790-0067	松山市大手町一丁目7-3 松山大手町ビル3階	089-943-2800(直)	enk@themis.ocn.ne.jp
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555(直)	39nounokovou@nca.or.jp
福岡県	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-711-5070(直)	n9faca@bronze.ocn.ne.jp
佐賀県	849-0925	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎4階	0952-20-1810(直)	sanoukai@sanoukai.jp
長崎県	850-0035	長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階	095-822-9647(直)	nca05@bronze.ocn.ne.jp
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館9階	096-384-3333(直)	43kovousyuunou@nca.or.jp
大分県	870-0044	大分市舞鶴町1-3-30 STビル701号	097-532-4385(直)	n-kouvel@agri-oita.net
宮崎県	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211(直)	mnk32@mivazaki-nk.net
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-286-5815(直)	noukovo46@po.minc.ne.jp
沖縄県	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027(直)	nougvou@opca.or.jp

※1 兵庫県は兵庫県農業会議ではなく、（公社）ひょうご農林機構です。

※2 鳥取県は鳥取県農業会議ではなく、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。

一般社団法人全国農業会議所（書類の申請については、所在地の都道府県農業会議等へお願いいたします）

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル TEL：03-6265-6891 FAX：03-6265-6892

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

「（１）農業経営体向け」または「（２）畜産経営体向け」のいずれかのシートを、チェック漏れがないよう入力し、提出してください。なお、耕種・畜産の複合経営の場合、経営の中で主たる作目（売上等で判断）を基に、いずれかのチェックシート提出してください。

※ 複数名応募している場合は１部のみ提出。

【環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは？】

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合に、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づいた最低限の内容を実施いただくものです。その取組内容は、日頃の事業活動における最低限行うべき取組として、より多くの農林漁業者等の皆様が意識すれば取り組めるもので構成されています。

【環境負荷低減のクロスコンプライアンスを実施する意義とは？】

クロスコンプライアンスを導入し、農林水産・食品関連事業者等に最低限の取組の実践を求めることで、

- 1 農林水産・食品関連事業者等の環境負荷低減の意識向上と取組の底上げを業界全体で図るとともに、
- 2 生産現場等における環境負荷低減の取組が見える化し、消費者に現場の努力を伝えることで、我が国の農林水産・食品関連事業に対する国民的な理解を得ることにつながり、国内の消費者や国際的な場においても、我が国の農林水産物や食料加工品などが持続的なものであることを発信することにつながります。

【Q&A】

Q チェックシートを記入するにあたり、各項目についての取組例を知りたい

A 項目について不明な点がある場合は、下記の解説書をご参照ください。

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例が紹介されています。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか１つ以上実践していればチェックしてください。

(環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・農業経営体編)

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course01.pdf?d=20240528162324

(環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・畜産経営体編)

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course02.pdf?d=20240528162324

Q 申請時点でチェックシートが１項目でもチェックされていない場合はどうなる？

A チェックシートに位置付けられる取組は、環境負荷低減のために最低限行っていただくべき取組であり、そもそも該当しない取組を除き、現場において、意識すれば取り組める内容とされています。そのため、チェックシートの取組内容へのチェックが１つでも欠けている場合は、書類の不備などの事由から申請ができないこととなりますので、ご留意ください。

Q 申請時にチェックした内容について、事業開始後に実施状況の確認は求められる？

A 令和６年度は、事業申請時のチェックシートの提出等に限定して試行実施を行うこととしており、事後確認は不要とされています。一方で、令和７年度以降は事業実施後の報告や、事後確認を順次開始していくこととしています。ご協力をお願いいたします。

【環境関連法令の遵守】

チェックシート中の「関連法令の遵守」については、以下の環境関連法令を遵守していただきますようお願いいたします。

環境負担低減に向けた取組	該当する環境関連法令
適正な施肥	・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号） ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号） ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号） 等
適正な防除	・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号） ・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号） 等
エネルギーの節減	・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） 等
悪臭及び害虫の発生防止	・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号） ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） 等
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号） ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号） 等
生物多様性への悪影響の防止	・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号） ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） ・湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号） ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号） ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号） 等
環境関係法令の遵守等	・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号） ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号） ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号） ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号） ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号） ・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号） 等

（１）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

農業法人等名： _____ 代表者名： _____
住 所： _____ 連 絡 先： _____

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

項目でご不明な点がある場合は、農林水産省の解説書をご参照ください。

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・農業経営体編）

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course01.pdf?d=20240528162324

	申請時 (します)	(1)適正な施肥
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	申請時 (します)	(2)適正な防除
⑤	☐	農薬の適正な使用・保管
⑥	☐	農薬の使用状況等の記録・保存
⑦	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
⑧	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
⑨	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	申請時 (します)	(6)エネルギーの節減
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)
⑮	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)
	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑰	☐	関係法令の遵守
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

(2) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）

農業法人等名： _____ 代表者名： _____

住 所： _____ 連 絡 先： _____

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

項目でご不明な点がある場合は、農林水産省の解説書をご参照ください。

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・畜産経営体編）

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course02.pdf?d=20240528162324

※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

	申請時 (します)	(1)適正な施肥
①	☐	※飼料生産を行う場合(該当しない □) 肥料の適正な保管
②	☐	※飼料生産を行う場合(該当しない □) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	申請時 (します)	(2)適正な防除
③	☐	※飼料生産を行う場合(該当しない □) 農薬の適正な使用・保管
④	☐	※飼料生産を行う場合(該当しない □) 農薬の使用状況等の記録・保存
⑤	☐	※飼料生産を行う場合(該当しない □) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない □) 家畜排せつ物の管理基準の遵守
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	※特定事業場である場合(該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	GAP・HACCP について可能な取組から実践
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める